

鹿屋市コンパクトシティ推進住宅取得支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、将来にわたり持続可能で暮らしやすい多極ネットワーク型コンパクトシティの実現に向けて、鹿屋市立地適正化計画に定める居住誘導区域及び地域生活拠点維持区域（以下「居住誘導区域等」という。）に、自ら居住する専用住宅等を取得する者に対し、予算の範囲内において鹿屋市コンパクトシティ推進住宅取得支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することを目的とし、その交付については、鹿屋市補助金等交付規則（平成18年鹿屋市規則第73号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 取得 専用住宅等を新築又は購入し、当該住宅の所有権の保存の登記又は所有権の移転の登記を行うことをいう。
- (2) 取得日 取得した専用住宅等の建物の登記事項証明書の権利部（甲区）の表中受付年月日の欄に記載されている日をいう。
- (3) 専用住宅 専ら居住の用に供するもので、延べ面積が50平方メートル以上の一戸建ての住宅又は集合住宅（専有する部分に限る。）をいう。ただし、別荘等一時的に使用するもの及び賃貸、販売等営利を目的とするものは除く。
- (4) 併用住宅 同一建築物内に居住の用に供する部分及び店舗、事務所等事業の用に供する部分が併存している住宅で、居住の用に供する部分が過半以上であり、かつ、居住の用に供する部分の床面積が50平方メートル以上のものをいう。
- (5) 専用住宅等 専用住宅又は併用住宅をいう。
- (6) 新築住宅 建物の登記事項証明書の表題部の表中新築の年月日から起算して1年を経過していない専用住宅等をいう。
- (7) 中古住宅 居住の用に供したことのある専用住宅等又は建築工事の完了の日から起算して1年を経過した専用住宅等住宅をいう。
- (8) 建売住宅 販売を目的として新たに建築された専用住宅等をいう。
- (9) 転入者 転入する日以前1年以内に本市の住民基本台帳に登録されていない者であって、市内の専用住宅等を取得し、本市に移住及び定住を目的として、

他の市区町村から本市に転入し、申請日時点において本市の住民基本台帳に登録されているもの（転入した日から専用住宅等を取得するまでの間、一時的に市内の別の住所に居住していた者であって、転入した日から2年を経過していないものを含む。）をいう。

(10) 新婚世帯 申請日前1年以内に婚姻届を提出し、受理された夫婦（再婚の場合を含み、夫婦ともに39歳以下の者をいう。）をいう。

(11) 子育て世帯 高校生以下の子ども（就学している者又は未就学児（出産予定の子どもで、母子健康手帳等で出産予定であることが確認できるものを含む。））が同居している世帯（出産予定の子どもの場合にあっては、出産後に同居する予定である世帯）をいう。

(12) 高齢者等世帯 65歳以上の高齢者又は4級以上の身体障害者手帳、3級以上の精神保健福祉手帳若しくはB1以上の療育手帳の交付を受けている者（以下これらを「身体障害者手帳等所持者」という。）が同居している世帯をいう。

(13) 認定長期優良住宅等 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第6条第1項の規定による認定又は都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第54条第1項の認定若しくは建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第35条第1項の認定を受けた専用住宅等をいう。

(14) 鹿屋市空き家バンク登録住宅 鹿屋市空き家等情報登録制度実施要綱（平成27年鹿屋市告示第34号）第4条第2項に規定する鹿屋市空き家等バンク登録台帳に登録されている専用住宅等をいう。

（補助対象者）

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1) 市税の滞納がないこと。

(2) 生活の拠点として取得した専用住宅等に、補助金の申請日から起算して5年以上居住する意思があること。

(3) 令和5年7月1日以後に専用住宅等を取得し、かつ、申請日前1年以内に専用住宅等を取得していること。

(4) 居住誘導区域等に、取得した専用住宅等とは別の専用住宅等を所有していな

いこと。

(5) 補助の交付を受けようとする専用住宅等について、市の他の助成制度に基づく補助金等の交付を受けていない又は受ける見込みがないこと。

(6) 鹿屋市暴力団排除条例（平成24年鹿屋市条例第19号）第2条第1号に規定する暴力団若しくは同条第2号に規定する暴力団員でないこと又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有していないこと。

（補助対象住宅）

第4条 補助金の交付の対象となる専用住宅等（以下「補助対象住宅」という。）は、補助対象者が取得（共有名義の場合にあつては、補助対象者が共有持分を有している専用住宅等を取得した場合を含む。）し、居住誘導区域等に所在する専用住宅等で、取得後に自己の居住の用に供しているものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものは、補助対象住宅としない。

(1) 昭和56年5月31日以前に建築又は着工された集合住宅

(2) 昭和56年5月31日以前に建築又は着工された一戸建ての住宅。ただし、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第4条第1項に規定する基本方針のうち、同条第2項第3号に掲げる事項に基づいて行われる耐震診断の結果、耐震性を有すると判断されたものについてはその限りでない。

(3) 昭和56年6月1日以後に建築又は着工された住宅のうち、建築又は着工時（増改築を行っている場合は増改築後）において建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合しない住宅

(4) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により指定された急傾斜地崩壊危険区域又は土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域にある住宅

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 新築住宅及び建売住宅を取得した場合 30万円

(2) 中古住宅を取得した場合 20万円

2 補助対象者が次の各号に掲げる要件に該当する場合は、当該各号に定める額を前項の額に加算する。

- (1) 転入者である場合 30万円
 - (2) 新婚世帯に属している場合 20万円
 - (3) 子育て世帯に属している場合 20万円
 - (4) 高齢者等世帯に属している場合 20万円
 - (5) 認定長期優良住宅等を取得した者である場合 20万円
 - (6) 鹿屋市空き家バンク登録住宅を取得した者である場合 10万円
- 3 前2項の規定により算出された補助金の額は、1補助対象者につき100万円を限度とする。
- 4 前項の規定にかかわらず、補助対象住宅の取得に要した費用の額が100万円に満たない場合は、その額を限度とし、当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
- 5 補助金の交付は、1補助対象者につき1回限りとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助対象住宅の取得日から起算して1年以内に、鹿屋市コンパクトシティ推進住宅取得支援補助金交付申請書（別記第1号様式。以下「交付申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 補助対象住宅の案内図、配置図、平面図及び立面図
- (2) 補助対象住宅の建物の登記事項証明書
- (3) 補助対象住宅の全景写真
- (4) 補助対象住宅の取得に要した費用の額が分かる書類（契約書、領収書等の写し）
- (5) 住民票謄本（続柄が記載されたものであって、申請日前30日以内に発行されたものに限る。）
- (6) 市税の滞納がないことを証明する書類
- (7) 定住等に関する誓約書（別記第2号様式）
- (8) 新築住宅の場合は、建築基準法第7条第5項又は同法第7条の2第5項の規定の規定により交付された検査済証の写し。ただし、建築基準法第6条第1項各号のいずれにも該当しない場合は、この限りでない。
- (9) 中古住宅の場合は、建築確認台帳の記載事項証明書。ただし、建築基準法第

6条第1項各号のいずれにも該当しない場合は、この限りでない。

(10) 前条第2項第2号に規定する新婚世帯の加算を受けようとする場合は、婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本

(11) 前条第2項第4号に規定する高齢者等世帯の加算を受けようとする場合であって、身体障害者手帳等所持者が同居しているときは、当該者の身体障害者手帳、精神保健福祉手帳又は療育手帳の写し

(12) 前条第2項第5号に規定する認定長期優良住宅等の加算を受けようとする場合は、当該認定書等の写し

(13) 前条第2項第6号に規定する鹿屋市空き家バンク登録住宅の加算を受けようとする場合は、鹿屋市空き家等情報登録制度実施要綱第4条第3項に規定する鹿屋市空き家バンク登録完了通知書の写し

(14) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定及び額の確定)

第7条 市長は、前条の申請があった場合は、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めるときは、補助金の交付の決定及び額の確定を行い、その旨を鹿屋市コンパクトシティ推進住宅取得支援補助金交付決定及び交付確定通知書（別記第3号様式。以下「補助金確定通知書」という。）により申請者に通知する。

2 市長は、前項の審査の結果、補助金を交付しないことが適当であると認めるときは、鹿屋市コンパクトシティ推進住宅取得支援補助金不交付決定通知書（別記第4号様式）により申請者に通知する。

(補助金の請求)

第8条 前条第1項の通知を受けた申請者が補助金を請求しようとするときは、鹿屋市コンパクトシティ推進住宅取得支援補助金交付請求書（別記第5号様式）に補助金確定通知書の写しを添えて市長に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第9条 市長は、補助金の交付を受けた者が、この要綱に違反し、又は不正の手段により補助金を受けたと認められた場合は、決定通知を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることがある。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年7月1日から施行する。

別記

第1号様式（第6条関係）

年 月 日

鹿屋市長 様

申請者 住所
氏名
電話番号

鹿屋市コンパクトシティ推進住宅取得支援補助金交付申請書

鹿屋市コンパクトシティ推進住宅取得支援補助金の交付を受けたいので、鹿屋市コンパクトシティ推進住宅取得支援補助金交付要綱第6条の規定により関係書類を添えて申請します。

1 交付申請額	円			
2 住宅の種類	<input type="checkbox"/> 新築住宅 <input type="checkbox"/> 建売住宅 <input type="checkbox"/> 中古住宅			
3 加算額の種類	<input type="checkbox"/> 転入者 <input type="checkbox"/> 新婚世帯 <input type="checkbox"/> 子育て世帯 <input type="checkbox"/> 高齢者世帯 <input type="checkbox"/> 認定長期優良住宅等 <input type="checkbox"/> 鹿屋市空き家バンク登録住宅			
4 住宅の床面積	㎡（併用住宅の場合：左記のうち居住部分 ㎡）			
5 所有権保存（移転） 登記受付年月日	年 月 日 受付			
6 住宅の居住開始日	年 月 日			
7 世帯員の構成	氏 名	年齢	生年月日	続柄

（裏面があります。）

(裏面)

8 添付書類	<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/>案内図、配置図、平面図及び立面図<input type="checkbox"/>建物の登記事項証明書<input type="checkbox"/>全景写真<input type="checkbox"/>取得に要した費用の額が分かる書類（契約書、領収書等の写し）<input type="checkbox"/>住民票謄本（続柄が記載されたものであって、申請日前30日以内に発行されたものに限る。）<input type="checkbox"/>市税の滞納がないことを証明する書類<input type="checkbox"/>定住等に関する誓約書
9 必要に応じて添付するもの	<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/>建築基準法第7条第5項又は同法第7条の2第5項の規定により交付された検査済証の写し<input type="checkbox"/>建築確認台帳の記載事項証明書<input type="checkbox"/>婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本<input type="checkbox"/>身体障害者手帳、精神保健福祉手帳又は療育手帳の写し<input type="checkbox"/>認定長期優良住宅等の認定書の写し<input type="checkbox"/>鹿屋市空き家バンク登録完了通知書の写し<input type="checkbox"/>その他市長が必要と認める書類

第2号様式（第6条関係）

定住等に関する誓約書

私は、鹿屋市コンパクトシティ推進住宅取得支援補助金（以下「補助金」という。）の申請に当たり、次に掲げる事項を遵守することを誓約します。

また、本誓約事項に違反したときは、鹿屋市コンパクトシティ推進住宅取得支援補助金交付要綱第10条に基づき補助金を返還します。

- 1 鹿屋市コンパクトシティ推進住宅取得支援補助金交付申請書（別記第1号様式）及び添付書類（以下「申請書類等」という。）の記載事項に虚偽はありません。
- 2 取得した住宅は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合しており、自己の責任において適正に管理します。
- 3 定住の意思をもって居住します。
- 4 鹿屋市から検査、報告又は是正のための措置の求めがあった場合は、これに応じます。
- 5 補助金に関する審査の範囲内において、鹿屋市が本市における私の税情報を照会及び調査することに同意します。
- 6 居住する世帯全員が、暴力団員、暴力団関係者その他市長が適当でないと認める者ではありません。また、必要に応じて当該事実を確認するため、補助金の申請書類等に記載された内容について、鹿屋市が関係機関に照会することについて同意します。
- 7 補助事業の実施に当たり、紛争等が生じた場合は、責任を持って解決し、鹿屋市に対して仲裁を求めず、また、一切の損害を与えません。

年 月 日

鹿屋市長 様

住 所
氏 名

（署名又は記名押印）

第3号様式（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

鹿屋市長

鹿屋市コンパクトシティ推進住宅取得支援補助金交付決定及び
交付確定通知書

年 月 日付け 第 号で交付申請のあった鹿屋市コンパクト
シティ推進住宅取得支援補助金については、鹿屋市コンパクトシティ推進住宅取得
支援補助金交付要綱第7条第1項の規定により下記のとおり交付することに決定し、
交付額は交付決定額と同額に確定したので通知します。

記

1 交付決定額 円

2 交付確定額 円

第4号様式(第7条関係)

第 号
年 月 日

様

鹿屋市長

鹿屋市コンパクトシティ推進住宅取得支援補助金不交付決定通知書

年 月 日付け 第 号で交付申請のあった鹿屋市コンパクト
シティ推進住宅取得支援補助金については、補助金の交付が適当でない
と認めため、鹿屋市コンパクトシティ推進住宅取得支援補助金交付要綱
第7条第2項の規定により通知します。

不交付の理由

第5号様式（第8条関係）

鹿屋市コンパクトシティ推進住宅取得支援補助金交付請求書

金 _____ 円

ただし 年 月 日付け 第 号の鹿屋市コンパクトシティ推進住宅取得支援補助金交付決定及び交付確定通知書に基づく鹿屋市コンパクトシティ推進住宅取得支援補助金

上記のとおり請求します。

年 月 日

申請者 住所
氏名 印
電話番号

鹿屋市長 様

振 込 先	
金融機関名	銀行・信金・信組・農協・漁協・労金
支店名	本店（所）・支店・支所・出張所・代理店
口座区分	1 普通 2 当座 3 その他（ ）
口座番号	
口座名義人(フリガナ)	

注 該当する項目に○印を付けてください。